

報告第 39 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 3 年 11 月 26 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 3 年 11 月 12 日
- 2 損害賠償額 580,192 円
- 3 相手方 足柄下郡箱根町宮ノ下 468 番地
箱根瓦斯石油株式会社
代表取締役社長 勝俣 康純
- 4 事故の概要 令和 3 年 9 月 13 日午後 3 時 30 分頃、市内荻窪 1598 番 9 の辻村植物公園駐車場内の園路を相手方車両が走行していたところ、路面の敷石が跳ね上がり、車両下部を破損した。